

説 明 資 料

〔活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制の構築〕

令和 6 年 6 月 4 日（火）

財 務 省

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

(2) 今後の個人所得課税のあり方

① 私的年金等に関する公平な税制のあり方

働き方やライフコースが多様化する中で、雇用の流動性や経済成長との整合性なども踏まえ、税制が老後の生活や資産形成を左右しない仕組みとしていくことが、豊かな老後生活に向けた安定的な資産形成の助けとなると考えられる。

例えば、退職金や私的年金の給付に係る課税について、給付が一時金払いか年金払いによって税制上の取扱いが異なり、給付のあり方に中立的ではないといった指摘がある。

また、多様で柔軟な働き方が一層拡大する中、働き方に中立的な税制を構築していくことが重要であるが、退職所得課税については、勤続年数が20年を超えると一年あたりの控除額が増加する仕組みが転職などの増加に対応していないといった指摘もある。

こうした観点から、令和3年度税制改正大綱では、私的年金等の拠出・給付段階の課税について、諸外国の例も参考に給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスを踏まえた姿とする必要性について指摘した。

私的年金や退職給付のあり方は、個人の生活設計にも密接に関係することなどを十分に踏まえながら、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正かつ公平な税負担を確保できる包括的な見直しが求められる。個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入可能年齢の70歳への引上げや拠出限度額の引上げについて、令和6年の公的年金の財政検証にあわせて、所要の法制上の措置を講ずることや結論を得るとされていることも踏まえつつ、老後に係る税制について、例えば各種私的年金の共通の非課税拠出枠や従業員それぞれに私的年金等を管理する個人退職年金勘定を設けるといった議論も参考にしながら、あるべき方向性や全体像の共有を深めながら、具体的な案の検討を進めていく。

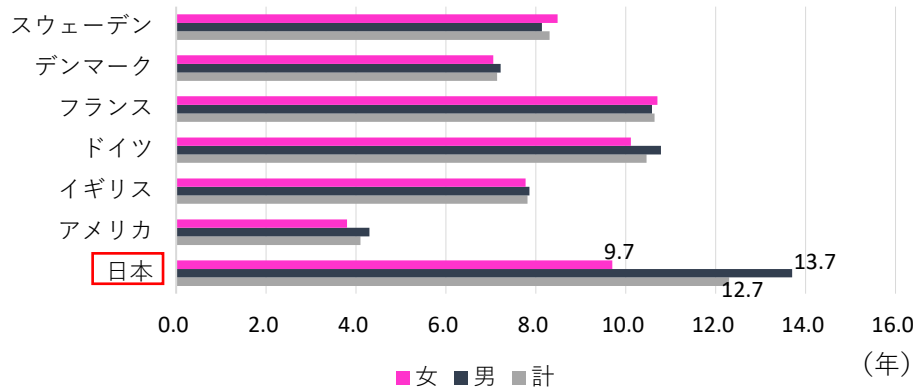
第三 検討事項

- 1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

転職者の動向

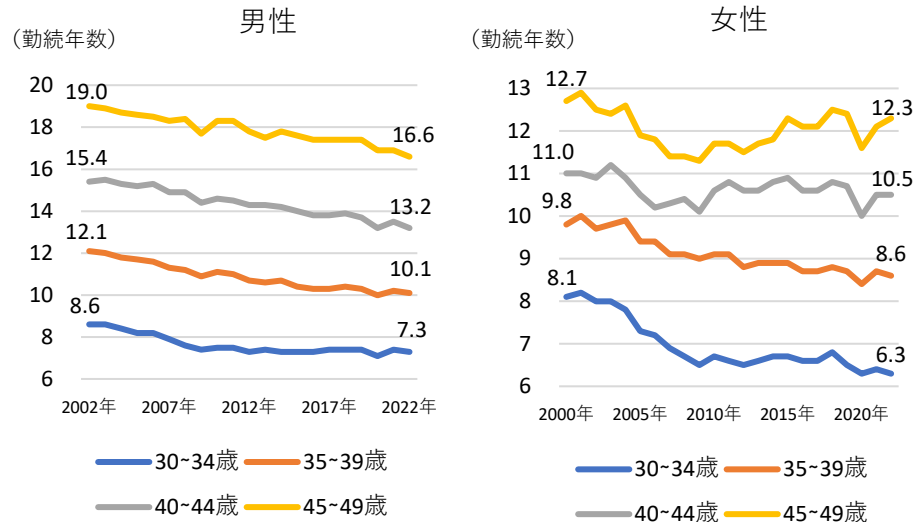
- 日本の勤続年数は、他国と比較して長いが、特に男性は近年低下傾向にある。また、転職者数及び転職者比率はコロナ禍で落ち込みを見せたものの、再び増加傾向にある。

勤続年数の国際比較（2021年）



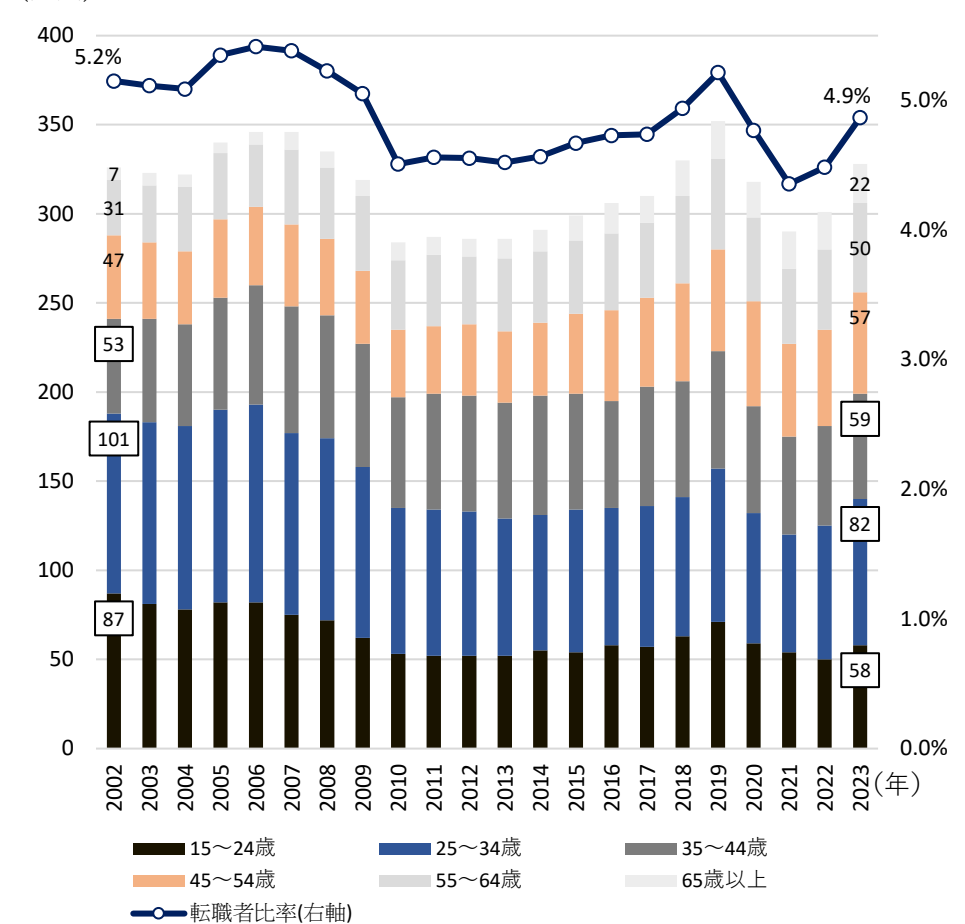
(出所) JILPT「データブック国際労働比較2023」

年齢階級別の平均勤続年数の推移



(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

年齢階層別転職者数・転職者比率の推移



(注) 転職者とは、就業者のうち前職のある者で、過去1年間に離職を経験した者。
転職者比率は、「転職者数÷就業者数×100」で算出。

(出所) 総務省「労働力調査」

退職所得の課税方式

○他の所得と区分して次により分離課税

- ・ $(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$ (注) = 退職所得の金額

勤続年数20年まで	1年につき40万円
勤続年数20年超	1年につき70万円

(注) 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税を適用しない。(平成24年度税制改正)

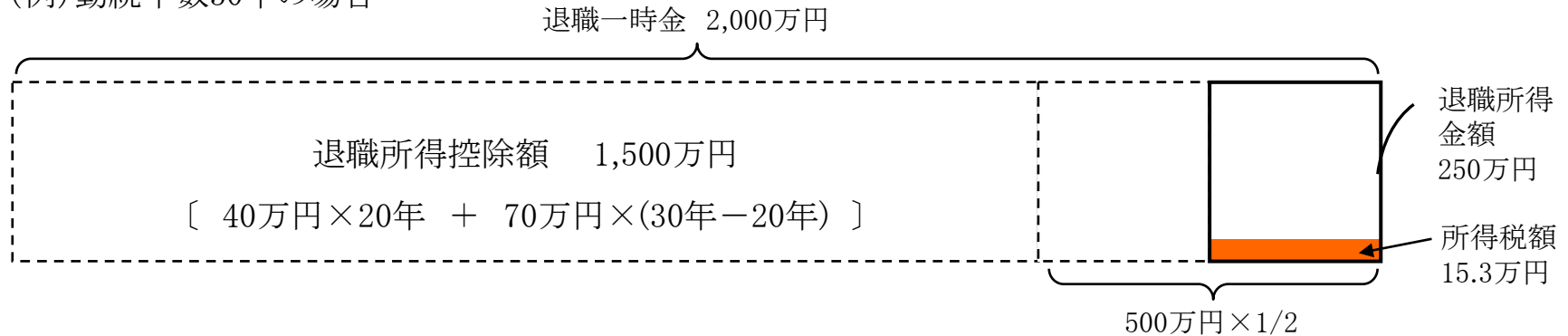
勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、2分の1課税を適用しない。(令和3年度税制改正)

- ・ $\text{退職所得の金額} \times \text{税率} = \text{所得税額}$

課税所得金額	税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

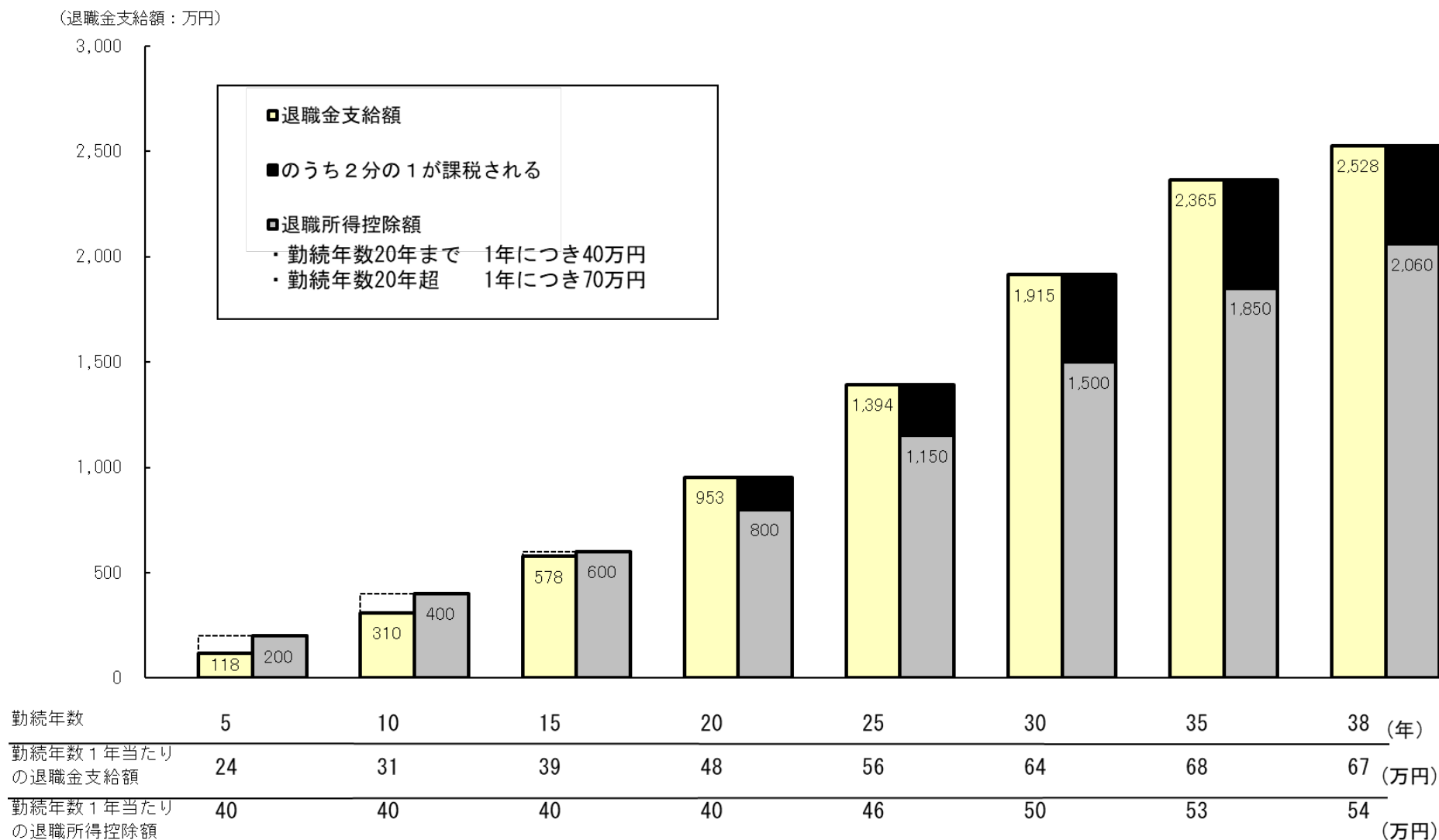
(備考) このほか、個人住民税が一律10%課される。

(例) 勤続年数30年の場合



(注) 確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度等に基づき支払われる退職一時金等は、退職手当等とみなし、退職所得として課税することとされている。

モデル退職金の支給状況と退職所得控除額



(出所) 中央労働委員会「令和3年 退職金、年金及び定年制事情調査」

(注) 上記のモデル退職金は、大学卒、事務・技術労働者、総合職相当、会社都合による退職を前提としたものである。

確定給付企業年金と確定拠出年金の受給の形態

厚生労働省資料

- 確定給付企業年金・確定拠出年金ともに、相当数が一時金受給を選択している。特に確定拠出年金では、企業型・個人型ともに9割程度と、この傾向が顕著である。
- これは、我が国では退職一時金制度が先行して普及・慣行化した経緯があること、受給者にとっても退職時に多額の一時金を必要とするニーズがあること、年金と一時金に対する社会保障制度や税制の違いがあること、確定拠出年金は個人の資産額が少額のケースが多いこと等、様々な要因があると指摘されている。

＜新規受給者数ベースでみた老齢給付金における年金・一時金の選択状況＞

	確定給付企業年金	確定拠出年金	
		企業型	個人型
年金	24%	5%	10%
年金と一時金（併給）	8%	1%	1%
一時金	<u>68%</u>	<u>94%</u>	<u>89%</u>

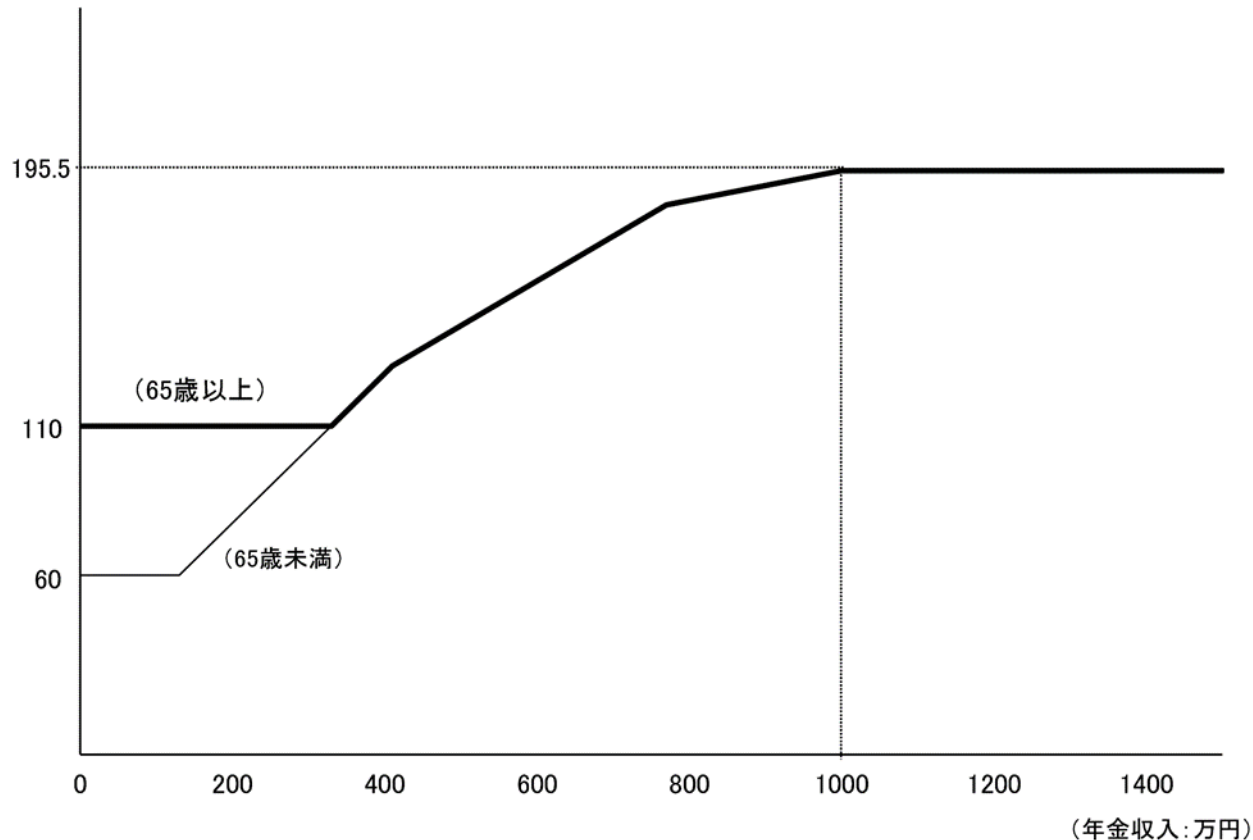
（出所） 確定給付企業年金は、厚生労働省「平成30年就労条件総合調査」の特別集計により作成
確定拠出年金は、記録関連運営管理機関による調査（平成30年度）を基に作成

公的年金等控除制度の概要

○ 対象とされる公的年金等の範囲（次の制度に基づく年金）

- ・ 国民年金
- ・ 厚生年金
- ・ 厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金 等

（控除額：万円）



公的年金等控除額

〔①+②〕又は③の大きい額

①定額控除 40万円

②定率控除

（50万円控除後の年金収入）

360万円までの部分 25%

720万円までの部分 15%

950万円までの部分 5%

③最低保障額

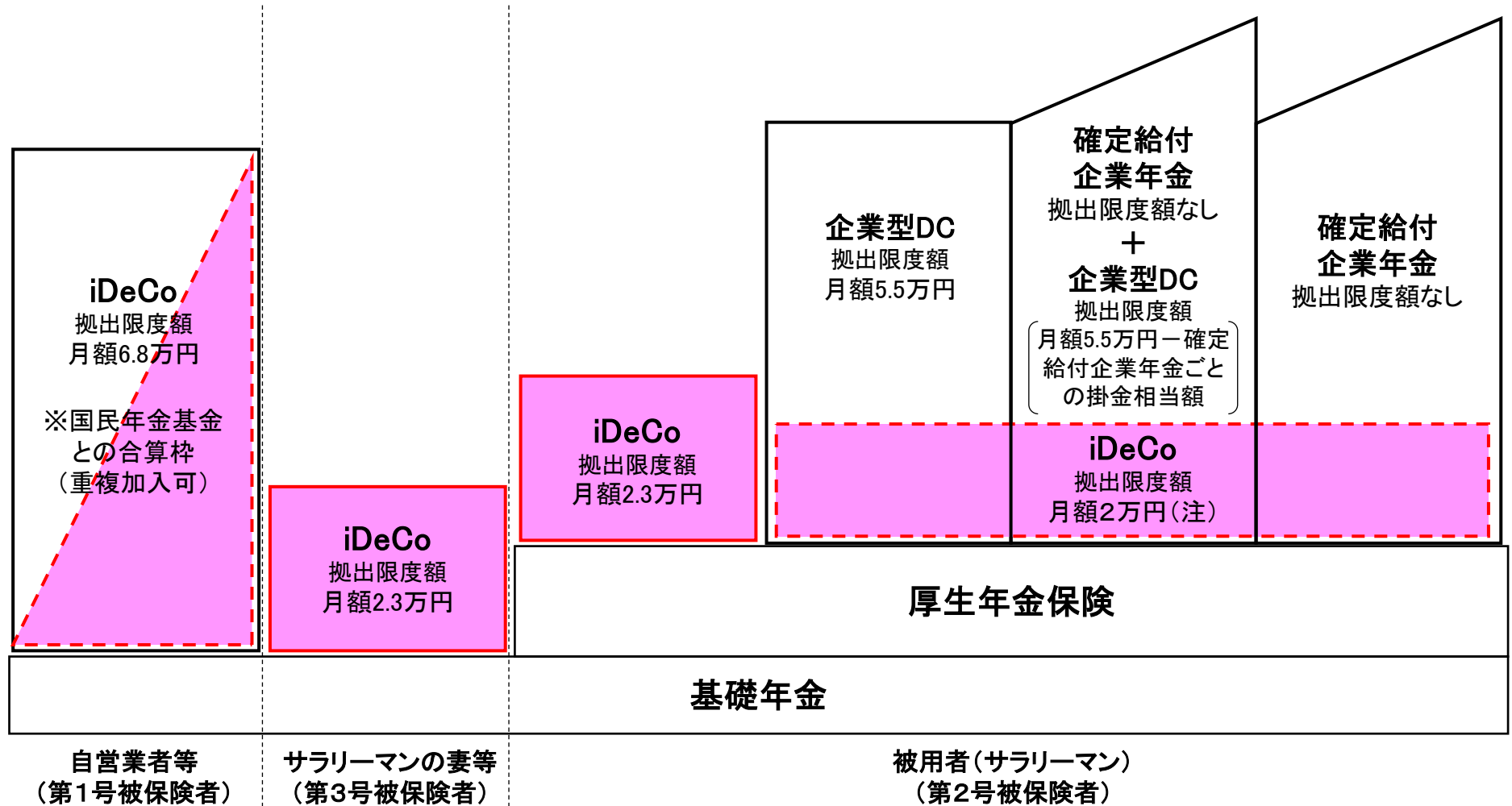
65歳以上の者 110万円

65歳未満の者 60万円

（注）年金以外の所得が1,000万円超の者は10万円、2,000万円超の者は20万円、控除額を引き下げる。

企業年金・個人年金の拠出限度額

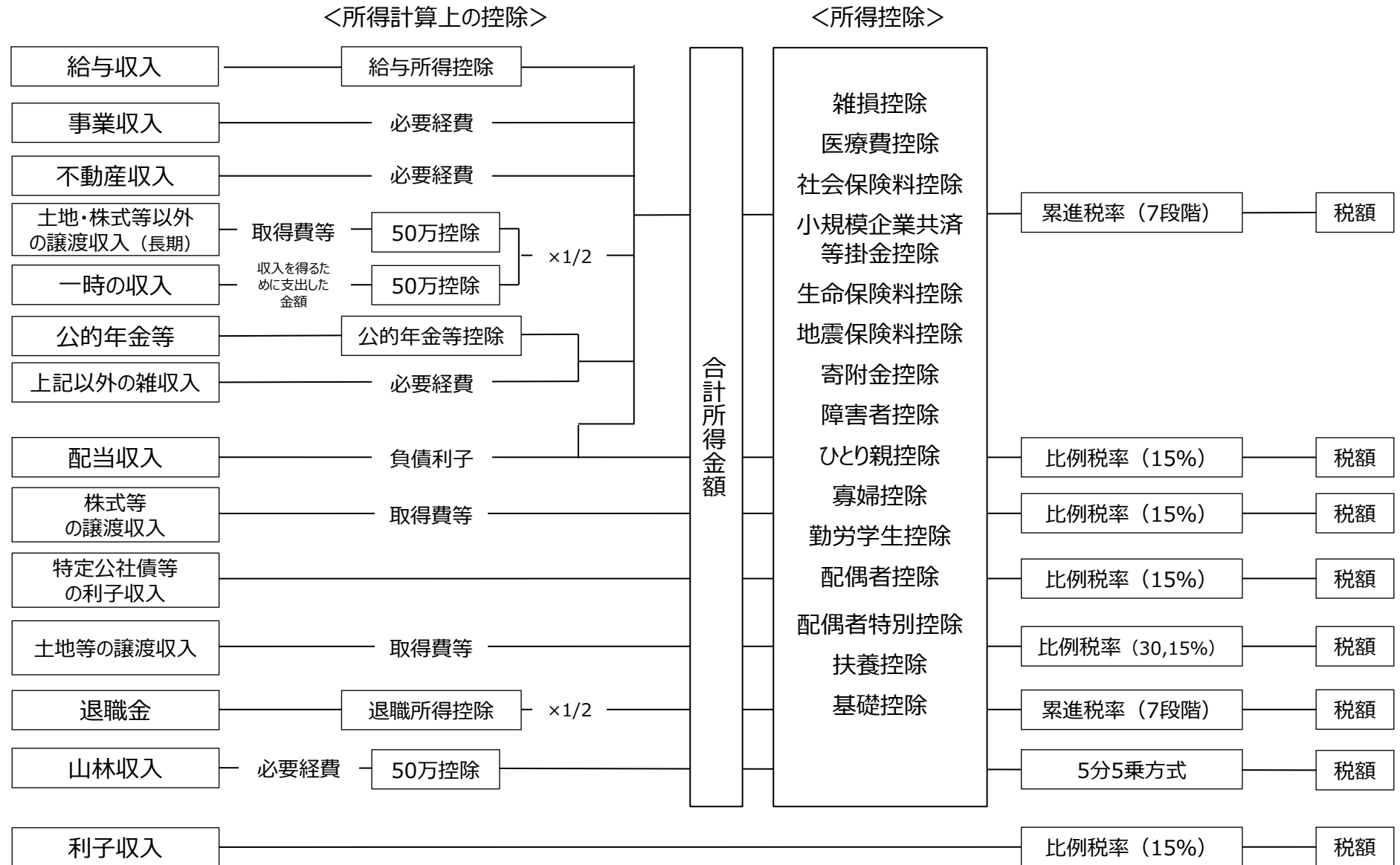
※個人型確定拠出年金(iDeCo)の拠出限度額は(令和6年12月～)



(注) 事業主掛金(企業型DCの事業主掛金額と確定給付企業年金ごとの掛金相当額)が月額3.5万円を超えると、iDeCoの拠出限度額が逡減。

参考資料

所得税額の計算のイメージ



※ 簡略化のため、主な収入を例示している。また、損益通算や繰越控除等の要素は省略している。

※ 小規模企業共済等掛金控除の対象には、小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金（企業型DC）及び個人型年金加入者掛金（iDeCo）等を含む。

各種所得の対象・計算方法・課税方式

所得の種類	対 象	計 算 方 法	課 税 方 式
利 子 所 得	公社債や預貯金の利子、合同運用信託・公社債投資信託や公募公社債等運用投資信託の収益の分配	収入金額＝所得金額	源泉分離課税 (注1)
配 当 所 得	法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、投資法人の金銭の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	収入金額－ $\left[\begin{array}{c} \text{株式などを取得する} \\ \text{ための借入金の利子} \end{array} \right]$	総合課税 申告分離課税 (又は申告不要)
不 動 産 所 得	不動産、不動産の上に存する権利、船舶又は航空機の貸付けによる所得	収入金額－必要経費	総合課税
事 業 所 得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得	収入金額－必要経費	総合課税 (注2)
給 与 所 得	俸給、給料、賃金、歳費、賞与など	収入金額－給与所得控除額 (注3)	総合課税
退 職 所 得	退職手当、一時恩給、その他退職により一時に受ける給与など	$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$ ※勤続年数5年以下の者が支払を受ける退職金については、2分の1課税を適用しない。(注4)	分離課税
山 林 所 得	所有期間5年超の山林の伐採又は譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額(50万円)	分離課税 (5分5乗)
譲 渡 所 得	資産の譲渡（建物等の所有を目的とする一定の地上権の設定等を含む。）による所得	$\left[\begin{array}{c} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{売却した資産} \\ \text{の取得費・譲} \\ \text{渡費用} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{特別控除額} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right]$	総合課税 (注2)
一 時 所 得	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を持たないもの	$\left[\begin{array}{c} \text{収入} \\ \text{金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{収入を得るた} \\ \text{めに支出した} \\ \text{費用} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{特別控除額} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right]$	総合課税 (注2)
雑 所 得	国民年金、厚生年金などの公的年金等 上記の所得のいずれにも当てはまらないもの	(公的年金等) 収入金額－公的年金等控除額 (公的年金等以外) 収入金額－必要経費	総合課税 (注2)

(注1) 特定公社債等の利子等については、申告分離課税（又は申告不要）。

(注2) 一部、分離課税として取り扱われるものがある。分離課税の対象となるのは、株式等の譲渡による所得（事業・譲渡・雑）、土地等の譲渡による所得（譲渡）、不動産業者等の土地の短期譲渡等による所得（事業・雑(令和8年3月31日まで課税停止)）、先物取引による所得（事業・譲渡・雑）等である。

(注3) 23歳未満の扶養親族や特別障害者である扶養親族等を有する者等については、平成30年度改正において行われた給与所得控除額が頭打ちとなる給与収入の850万円超への引き下げによる負担増が生じないよう、所得金額調整控除により調整。

給与・年金の両方を有する者については、平成30年度改正において行われた給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替による負担増が生じないよう所得金額調整控除により調整。

(注4) 勤続年数5年以下の法人役員等以外の者が支払を受ける退職金については、退職金から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分に限り、2分の1課税を適用しない。

人的控除の種類及び概要

		改正年度 (所得税)	対 象 者	控 除 額		本人の所得要件
				所 得 税	住 民 税	
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除	昭和22年 (1947年)	・本人	最高48万円	最高43万円	合計所得金額2,500万円以下 (2,400万円超から控除額が通減)
	配偶者控除	昭和36年 (1961年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円以下である配偶者 (控除対象配偶者)を有する者			
	一般の控除対象配偶者	(昭和36年) (1961年)	・年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	最高38万円	最高33万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
	老人控除対象配偶者	昭和52年 (1977年)	・年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者	最高48万円	最高38万円	
	配偶者特別控除	昭和62年 (1987年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円を超え133万円以下である配偶者を有する者	最高38万円	最高33万円	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が通減)
	扶養控除	昭和25年 (1950年)	・生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円以下である親族等 (扶養親族)を有する者			—
	一般の扶養親族	(昭和25年) (1950年)	・年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	38万円	33万円	—
特 別 な 人 的 控 除	特定扶養親族	昭和63年 (1988年)	・年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者	63万円	45万円	—
	老人扶養親族	昭和47年 (1972年)	・年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	48万円	38万円	—
	(同居老親等加算)	昭和54年 (1979年)	・直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者	+10万円	+7万円	—
	障害者控除	昭和25年 (1950年)	・障害者である者 ・障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	27万円	26万円	—
	(特別障害者控除)	昭和43年 (1968年)	・特別障害者である者 ・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	40万円	30万円	—
	(同居特別障害者控除)	昭和57年 (1982年)	・特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族と同居を常況としている者	75万円	53万円	—
	寡婦控除	昭和26年 (1951年)	①夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ②夫と死別した後婚姻をしていない者 ※ひとり親に該当する者は除く ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	27万円	26万円	合計所得金額500万円以下
人 的 控 除	ひとり親控除	令和2年 (2020年)	・現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する者 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	35万円	30万円	合計所得金額500万円以下
	勤労学生控除	昭和26年 (1951年)	・本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	27万円	26万円	合計所得金額75万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下

その他の所得控除制度の概要（所得税）

控除の種類	概 要	控除額の計算方式
雑損控除	住宅家財等について災害又は盗難若しくは横領による損失が生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合に控除	次のいずれか多い方の金額 ① （災害損失の金額＋災害関連支出の金額）－年間所得金額×10% ② 災害関連支出の金額－5万円
医療費控除	納税者又は納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{支 払 っ た} \\ \text{医療費の額} \end{array} \right\} - \left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{①10万円} \\ \text{②年間所得金額} \times 5\% \end{array} \right\} = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高限度額 200 万円)}$
社会保険料控除	社会保険料を支払った場合に控除	支払った社会保険料の額
小規模企業 共済等掛金控除	小規模企業共済掛金、確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金並びに心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合に控除	(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除 ① 支払った一般生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額4万円） ② 支払った介護医療保険料に応じて一定額を控除（最高限度額4万円） ③ 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額4万円） (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る生命保険料控除 ① 支払った一般生命保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円） ② 支払った個人年金保険料に応じて一定額を控除（最高限度額5万円） ※各保険料控除の合計適用限度額を12万円とする。
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合に控除	支払った地震保険料の全額を控除（最高限度額5万円） ※1 平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（地震保険料控除の適用を受けるものを除く。）に係る保険料等は従前どおり適用する（最高限度額1万5千円）。 2 地震保険料控除と上記1を適用する場合には合わせて最高5万円とする。
寄附金控除	特定寄附金を支出した場合に控除	$\left\{ \begin{array}{l} \text{次のいずれか低い方の金額} \\ \text{① 特定寄附金の合計額} \\ \text{② 年間所得金額} \times 40\% \end{array} \right\} - 2\text{千円} = \text{寄附金控除額}$